

第 20 回 生活ビジネスインフラWG 議事概要

日時：平成 17 年 10 月 18 日（火）14：00～15：30

場所：永田町合同庁舎第 4 共用会議室

議題：総務省ヒアリング及び意見交換

～情報通信審議会「第 2 次中間答申（平成 17 年 7 月 29 日）」の提言内容を含めた放送分野の競争環境の整備について

出席者：

【規制改革・民間開放推進会議】鈴木主査、岡村専門委員、鬼木専門委員

【総務省】

- ・ 安藤英作 情報通信政策局 地上放送課長
- ・ 小笠原陽一 情報通信政策局 地上放送課企画官

議事概要

（鈴木主査）

第 20 回の生活・ビジネスインフラWG を行いたいと思います。今日は総務省からヒアリングをさせていただいて意見交換をしたいと思います。情報通信審議会第 2 次中間答申を公表されたということで、その提言内容を含めた放送分野の環境整備について意見交換を行いたいと思います。情報通信政策局地上放送課長の安藤英作さん他ご出席いただいております。それでは、時間的には 15 分程度で審議会の答申についてのご説明をいただきたいと思います。私どもの IT 分野における規制改革にもいろいろな面で関わりを持っておりまして、もちろんその一部ではございますが、お話を承り、あとはディスカッションをさせていただきたいと思います。宜しくお願い致します。

（安藤課長）

宜しくお願い申し上げます。それでは早速ご説明させていただきたいと思います。その前に、このような機会を設けていただきまして誠にありがとうございました。ご存知の通り私ども、地上放送課のみならず、情報通信政策局にございます放送部局、あるいは総務省全体にとりましても、今アナログで行われております地上テレビジョン放送をデジタル放送に移行させていく、しかも 2011 年までに全面的に移行させてアナログの放送を停波すると。この目標に向かって取り組んでいるところでございます。地上放送のアナログからデジタルへの移行に関しましては、2 年前の 12 月から 3 大都市圏で開始をいたしまして、現在、順次県庁所在都市を中心として全国的な展開を図りつつあるという状況でございます。来年の 12 月までに 47 都道府県の県庁所在都市で地上デジタル放送が開始されるということでございまして、順次エリアを広げていって 2011 年までにアナログ放送を停波するということにもっていきたいと思っております。このアナログ放送の停波ということ、今回の第 2 次中間答申の副題としても、「2011 年全面移行ミッションの確実な実現に向けて」と書いてございます。2011 年全面移行のためには 2 つの条件が必要であると考え

ております。1つは、アナログ放送と同じだけのカバレッジをデジタル放送で実現すること。要するに、地上放送を見ようと思えば、アナログで見れていた視聴者がデジタル放送を見ようと思えば見れる環境を作らなければならないということでございます。第2の条件といたしましては、放送事業者が自分で計画的にできることとは違う、受信者、端的に言えば1人1人の国民の皆様方がアナログ放送を見るのをやめてデジタル放送をご覧いただく、という選択をしていただくということを実現しなければならない、という2つでございます。この2つの条件を満たすためにどんなことができるか、端的に言えば、我々としては考えつくあらゆることをやっていきたいと思っておりますし、逆に言うと、今の地上放送に関する行政につきましては、全面移行ミッションというのが、ほぼ全てこれに資する施策をできる限りやっていく。あるいは、これに支障のある施策についてはなかなか進めることができない。大半の施策は中立的だと思いますが、この全面移行ミッションというものが最大の課題になっているというふうにお考えいただいて結構でございます。そういうことで、第2次中間答申が発表されたということでございます。

中身につきましては、この1枚紙、これを中心としてご説明申し上げたいと思います。この答申は、テーマが分散して、しかも構成が複雑でございますので、一体どこに「ヘソ」があるのか、なかなか見えにくい部分もあると思います。そこを整理したものがこの1枚紙でございます。この1から5へと順番にこの答申の中で重要性が高いのではないかと私どもは考えております。

この答申の中で一番重要なのが中継局整備の全体像の明確化ということでございます。デジタル放送というのは、アナログ放送から移行させていくという考えでございます。ですので、現在の地上テレビジョン放送事業者が、ネットワーク、デジタル放送のカバレッジを広げていくということを前提としております。また、カバーの方法としては、中継局、アナログと同じように電波を飛ばして進めていくということを原則としております。また、当然のことながら放送事業者という民間事業者が、NHKを除きますが、民間事業者の自助努力で進めていくと。これはアナログの時代も民間事業者の自助努力で進めてきた経緯がございますけれども、それと同じように原則としてデジタル放送におきまして、放送事業者の自助努力で進めていくということでございます。それを計画的に進めていって、2011年アナログ停波でございますから、十分時間的余裕をもって送信面の環境整備をしなければいけないということで、2010年までにどの地域にどのような規模の中継局を整備してどれくらいの世帯に対してデジタル放送を提供していくのかというロードマップを今年中に作ろうということで現在全国の放送事業者の方々に作業をしていただいているということでございます。できますれば、今年の12月1日に発表したいということでございます。これまで、県庁所在地でいつ放送が始まるかということについては昨年発表させていただいておりますけれども、全国どの地域に住んでいる方にも自分の所にいつデジタル放送が飛んでくるのかということがわかるようになるというものでございます。そういうことを明確にしていくということ、これが住民あるいは都道府県等地方自治体から強く求められていたものでございます。これを実現したいというのがこの答申の一番重要なポイントでございます。

それから、IPマルチキャストによる地上波デジタル再送信、あるいは衛星の活用につきましては、先ほど申し上げました送信環境の整備と受信面、受信環境の整備の2つの点で重要であると

考えております。送信環境の整備ということについては、原則は地上波の中継局でカバーしていくということですが、特殊な要因によって中継局で整備するよりもそれ以外のメディアによって整備したほうがコストが安いというような条件が満たされるときには、いろいろなメディアを使っていきたいと私どもは考えております。ここには、IPマルチキャストと衛星が書かれておりますが、それにこだわる話ではございません。実際に使えるのであれば何でも使っていきたいと思っております。現在でも、アナログ放送の時代でも、中継局ではなくて辺地共聴施設、あるいは都市受信障害がある地域におきましてはケーブルで地上放送をご覧になっていたいております。非常に条件の悪い地域、あるいは難視聴地域などに有効に活用できるのではないかと考えております。もう1つIPマルチキャストと衛星に関して言いますと、現時点でも放送の電波が届いているにもかかわらず、ケーブルで地上放送をご覧になっていた方が相当数います。これは例えばケーブルでご覧になりますと、他の様々な多チャンネルと一緒に地上放送をご覧になれる、あるいは、インターネット接続とかIP電話だとか他の通信サービスとパッケージになったサービスを受けられるというようなことで、そういったことに魅力を感じている利用者の方がいらっしゃいます。現時点で、地上デジタル放送の受信者のうち、3割の方がケーブル経由でご覧になられておりますけれども、おそらく潜在的にはもっといらっしゃるだろうと思っております。そういった方々に対しまして、ケーブルだけではなくて様々なメディアの中で地上デジタル放送をご覧になっていただけるようにしていきたいと考えております。そうすることによってアナログの受信機からデジタルの受信機に移行される方が多くなるのではないかと考えております。そういったケーブル等の代替手段、これは地上放送を再送信するというをやっているわけですが、地上放送の再送信メディアといったものをできる限り導入していきたいと考えております。それがIPマルチキャストであり衛星、もちろんこれにこだわることなく他のメディアについても地上放送の再送信といったことが現にできるとなりましたら導入をしていきたいと考えております。ケーブルと同じような機能、要するに、地上放送の再送信ができるかできないかといったことに関しまして、いろいろな実証実験等をやりながら仕組みを作っていきたいというのが2番3番の話であります。

4番につきましては、送信環境面、受信環境面というのとは少し性質が異なります。地上デジタル放送は、ご存知の通り、ハイビジョンであったり、データ放送が付いていたりといった、非常に魅力があると私どもは考えておりますが、視聴者から見たら不便だというご批判をいただいている部分もございます。その重要なものとしては、コピーワンスの問題がございます。要するに、ダビングができない、というものでございます。単にダビングができないだけではなくて、例えばハードディスクにいったん落とした地上デジタル放送をDVDに移すことは1回限りできるのですが、その場合にはもちろんハードディスクから消えてなくなるわけですが、DVDに傷があったりして途中で止まった場合には、DVDにも半分しかない、一方でハードディスクにも半分しかない、ただしDVDには傷があるから読み出せないというようなことになって、いったんハードディスクにコピーした物が消えてなくなってしまう、利用できなくなってしまうというような問題があるというふうに承知しております。そのようなご批判がございますので、コ

ピーワンスにつきましては、放送局と権利者、あるいは、メーカーという民間で決めたルールではございますけれども、そういったご批判に応えられるように民間の話し合いについて国としても働きかけてはどうかというような中身でございます。それが4番でございます。

5番につきましては、これもまた今言ったような話とは少し違うのですが、2年前に地上デジタル放送が開始されて、地上デジタル放送自体に対する認知度というのは国民の8割に達しております。また、地上デジタル放送に対してポジティブなイメージを持っている方が6割程度いらっしゃいます。ただし、先ほど申し上げました2011年までにアナログ放送が停波しますと言うことに関しては、9.2%の方しかまだご存じないという状況でございます。ということは、とりもなおさず、アナログ放送の終期をご存じなくてアナログ受信機を買っていらっしゃる方もいらっしゃるし、現にそれをご覧になっている方もいらっしゃいます。できるだけ早くいつ頃終わるのかを知っていただく必要があるし、また、アナログの受信機をお買いになる際には、それ単独ではいつまでしか使えないといったことを十分ご承知おき頂いた上でお買いいただく必要があらうと思います。そういったことで、停波に関しまして一般的な周知啓発、例えば新聞で広告を出すなどといったこととは別に、10月22日から国内の主な販売店に展示されていますアナログ受信機にシールを貼るということをしておりますし、来年の6月から国内出荷されるアナログ受信機、あるいはチューナーを積んだ録画機については、単独では2011年7月24日までしか使えませんよというようなシールを貼るということで、国民に対してアナログ停波の時期についてきちっとお知らせをしていくことが必要であらうというようなことが書いてございます。第2次中間答申の中身というのはこのようなものでございます。

(小笠原企画官)

質問項目についてですが、ごく簡単にご説明をさせていただきます。中継局整備の全体像の明確化ということにつきまして、いわゆるハード・ソフト一致原則ということについてそれを維持する旨記述されているが総務省としてどのように考えるかということでございますが、この点につきましてはまさにご指摘いただいたところに書いておありでございます。過去50年間放送を行ってきた経緯を鑑みたとき、1年365日24時間、基本的に途切れない安定した放送を国民の皆様にも、しかも最も普及した基幹メディアとして提供していくことを考えた場合、現在の段階でどういう進め方、どういう枠組みで放送を行っていただくかということ考えた時、その放送番組を制作していただく方々が責任を持って無線局というハードを整備していただくということが最も適したやり方ではないかと。そしてそのことが、2011年までに地上放送のデジタル化ということに必要なハードを整備していくということに鑑みましても最も適したやり方というふうに審議会としてもご提言になり、総務省としても基本的に同じ認識を持っているということが最初のご質問に対する考え方でございます。

それから、IP伝送についてというところの、1)についていくつか審議会のほうから、IP再送信を行うにあたりましていくつか要件をご提言いただいております。地域限定、同質性保持、著作権の保護というような要件についてご提言いただいておりますが、「技術的担保の実現可能性について、ないしは、実現可能な場合の具体的方策について」ということにつきましては、ま

さに審議会でご提言いただいておりますように 2005 年度（平成 17 年度）予算措置としまして、総務省として通信インフラを活用した地上放送の再送信ということに関する実験を行うための予算を確保してございます。それについては実験の中でそういった条件を実現するための技術的手段ということについては、それを確認すると、その確認にあたっては、当然ながら再送信に同意される放送事業者さんその他、当然ながらその確認にあたってご参画いただき、そのご意見を反映させたものにしていきたいということでございます。

それから、衛星放送やインターネットが普及した状況下において、地域免許制度の今日的妥当性についてということについて、行政改革委員会の第 2 次意見が引かれてご質問がございます。これについては推察しますに、平成 9 年 3 月閣議決定の規制改革 3 年計画でのご指摘ということと考えておりますが、当時郵政省として書かしていただきましたとおり、「電波状況あるいはニーズというものを踏まえつつ」と記載させていただいたと記憶しております。地域免許制ということについては、例えば、地方自治体の方々からのご意見と言った時に、それぞれの地域からその地域に適した情報に関するニーズ、そういったことを求めるご意見もまだ相当多数あるというふうに私どもでも承知をしております。従いまして、今の段階でここにありますような既存の放送対象地域の枠を超えて大幅に拡大すべき旨の意見、それは一つのご意見としてももちろん承っていききたいとは思いますが、総務省としては今現在の放送対象地域の制度ということについて変更すべき国民的コンセンサスが得られているとは認識していないところでございます。

それから、3) の役務放送事業者、あるいは電気通信役務利用放送に関するマスメディア集中排除原則に関するご指摘でございますが、このところの貴省としての対応方針及び検討に当たったの論点についてということでございますが、まさに、こういった点についてもご意見を踏まえるべく、8 月 1 日からパブリックコメントを頂戴し、それからこういった点につきましても引き続き情報通信審議会のご検討ということを賜っていきたいというふうに考えておりますが、答申された時点で、ここで想定されておりましたのは、例えば、非常に数は少ないのですが、地方自治体が、500、600 という単位で、加入者系までのインフラを整備しているという例がございます。そういった通信インフラを活用して例えば放送の再送信を行うような場合にオプションとして役務利用放送ということを地上放送事業者自らが行うということも考えておかなければならないのではないかとといったご議論の過程でこういった記載をさせていただいたわけでございます。この点について、当然ながらさらに議論をしていく過程で、当面改正すべきニーズが、実はこれを検討した段階で考えていたほど強いものではないのではないかと。あるいは、その他の問題点というご指摘がありましたら、当然ながら情報通信審議会の次期とりまとめのところについて、この点に限りませんが、別の考え方ということにしていくということもあり得る話ではないかと思っております。

それから、現行制度の下で放送事業者の判断によることとなっている点について、ここでいう現行制度とはどのような制度を指すのかということでございますが、確かにご指摘のように、条文として、ここに書いてあることをそのまま条文化してあるような法律というものは必ずしもないかもしれません。しかしながら、放送法、あるいは有線テレビジョン放送法の規定の趣旨から鑑

みた時に、まず、放送法について、編集ということについて、放送事業者が何者にも妨げられないといったことが規定してあると。それから、有線テレビジョン放送法のほうに、再送信という概念の中で、基本的には意思に反して改編されないということが定められている、といったことを考えた時に放送事業者が伝送路として、しかもそれを自らの意思に反して改編されないで伝送していくということについては、現行制度というものが想定している趣旨ではないかと考えられるのではないかと考えております。

それから、役務利用放送上の放送と著作権法上の放送ということについて、定義が異なっている現状とのご指摘でございます。この点につきましても、答申を出すにあたりまして、文化庁さんともご相談をいたし、審議会の検討にもオブザーバーとして文化庁さんにも加わっていただきまして、現在、役務利用放送で地上デジタル放送を再送信した場合、それを既存の有線放送ないしは電気通信の枠組みの中のいずれで考えるかということについて、まさに今現在ご相談させていただいているところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

（鬼木専門委員）

地域免許制度についてご見解を伺えればと思います。まず、この地域免許制度というのは、私個人の考えを申しますと、江戸時代に幕藩制度がございました。それぞれの藩に居住する農民は藩外に出てはいけないと江戸時代は考えられていたわけです。明治維新以来、国民の交通の自由が得られて、居住地選択その他の点において、国の中がある意味一体化してきて、その結果国力が増大しました。どうも地域免許制度は、少し唐突な比較ではありますが、放送における幕藩制度のようなものではないかなというイメージを私は持っております。これまで放送制度は地域毎に区分けして、「ここは私の場所だ、向こうはあなたただ、そこはこの人だけがやれ」という形できました。しかし国全体の状況が変わってきまして、例えば、単身赴任の人が故郷のニュースを見たいとか、東京にいても鹿児島の特産品をどうすれば手に入れられるか知りたいとか、地域をまたぐ情報のニーズが増えてきております。地域からの発信機会を増やすためにもやはり見直すべき時にきているのではないかと思います。

ご説明に「コンセンサスがまだ得られていない」という表現がございましたが、コンセンサスというのはどういう形でとっていらっしゃるのでしょうか。例えば、アンケートをして70%の人が「現在のほうがいい」「他の地域の放送は見る必要がない」あるいは「見るべきではない」という意見なのか。もう少し、コンセンサスとおっしゃったことの具体的根拠を伺えればと思います。それから、今回ご提案になっている審議会の答申の方向ですが、全体としては、私は前向きだと思えます。例えば、IPインフラをデジタル放送の普及手段として使うということ。新聞報道を見たときは、日本列島の端のほうにだけIPインフラを使う限定したやり方のように思えました。しかし、資料を見させていただきますと、必ずしもそのようなことを強く主張されているのではなくて、「条件不利地域に限らず・・・」と書いてございますので、デジタル放送の普及が難しい所だけIPを使わせるのでもないようです。私はIPの使用に地域的な制限を設けないほうがよるしいと思います。地域制限を付ける形でなるべく早くIP経由のデジタル放送を普及させよう

としますと、今までの厳しい地域毎の割り振りと矛盾する面が多いわけですね。IPにしますとどうしても境界を越えて流れますから。それを技術でカバーして防ごうとしても厳しくするほど技術開発が難しくなって時間もかかるわけですし、お金もかかりますので、普及が遅れることになるわけです。放送の地域限定というのは、緩めていく方向が当然ではないか、電波を使う放送は地域を限定するにしても、それから先の補助的な手段、IP、ケーブルその他の補助的な手段に関しては地域限定を緩めても、免許制度、放送法と直接矛盾することはないのではないかと思います。そのあたりのご見解を伺えればと思います。

（鈴木主査）

それに関連して。平成8年12月の答申、私を書いたものですが、それについて少し申し上げます。先ほど、その旨の意見が出ていますと承っておりますというふうにおっしゃいましたが、これはとんでもない話であります。これは当時の郵政省と行政改革委員会とで「そのようにします」と約束しました。ご承知だと思いますが、行政改革委員会以来現在までの委員会の12月における答申というのは、各省と入念にすり合わせを行い、合意を得たものだけが書かれています。合意が得られないものについては、我々の答申に入っておりません。これは1995年の行政改革委員会以来、今日まで全く同じです。さらに、この当時においては、私の記憶では、郵政省の中においても、47都道府県の中で、ぶつ切りで、県をまたぐと放送が途切れてしまうのはおかしいのではないかと。地方の放送局が何をやっているのかと言えば、地方の有名人がいて、何らかのSocietyを作っているが、自主番組もなく惰性的な供給をしているという認識を郵政省の中でもお持ちであって、我々といろいろな関係者の意見を聞いた上で「こうしましょう」と言って、そして閣議決定されたものです。閣議決定されたことがなぜ守られなかったのか、どこに支障をきたしたのか。10年ほど前の話ですが、今おっしゃったような「承っておきます」という話ではありません。「お約束したけれども履行できていないのは申し訳ございません」と言って、「それはこういう理由だからです」とおっしゃるべき話です。

（安藤課長）

鬼木先生から、放送における幕藩体制というお話がございました。もちろん、半分はジョークだと思いますが、ジョークでお答えいたしますと、我々としては、放送における都道府県制度ではないかと思っております。放送というのは当然のことながら、国民にできるだけあまねく、情報を、しかも社会生活、民主主義の過程と言ってもいいかもしれませんが、そういった民主主義の社会に参加していくために必要な情報をできるだけあまねくお伝えするということが、重要な役割として位置づけられております。その中で、現在は都道府県制度が地方自治制度として存在しております。おそらく、この地方自治制度と歩みを1つとしながら放送のエリアといったものが作られてきているのではないかと思います。したがって、先ほど鈴木主査がおっしゃったように、私どもとしてはできる限り地域の住民に必要な情報、これは、東京からの番組をそのまま流しても行き渡らないものですから、個々の放送局の中でできる限り地域の番組をお作りいただいて放送していただくべきであると思います。また、そういった事業ができるような環境が作られていければと思っております。コンセンサスの件でございますが、方法としては私どもは

例えば定期的に住民からアンケートをとって現在のエリアが正しいかどうか、ふさわしいかどうかといったことを調査しているわけではございません。ですが、今の都道府県毎の放送事業者があるのではなく、ブロック単位で放送局があるほうが良いというような声、逆に言えば地域毎の情報ではなくて、例えばもう少し広域の情報、隣の県の情報をもっと入ってもいい、という意見が特に強く国民のほうから寄せられているふうにも承知しておりません。むしろ、我々が意見を伺うのは視聴者の代表ということになりますが、例えば、都道府県なりからお話を伺いますと、都道府県では、個々の都道府県をエリアとする放送局を使って例えば議会の放送を流して民主的な県政の運営に努めておられるということもありますので、広域化して欲しいという声を特段聞いているわけではないと思っております。これを幕藩体制ということで、エリアを拡大していくような国民的コンセンサスは得られていないのではないかと私どもは思っております。

（鬼木専門委員）

少し私の質問と趣旨が違いますが。ローカルな特色のある放送をもっと広げたほうが良いと言っているのです。ローカル・コンテンツがなくなったほうが良いと言っているわけではございません。ローカル性のある放送がたくさんあっていいと思っています。ただ現在はそれが外に漏れてはいけないという仕組みになっているわけです。そこを広げてもいいのではないかとということです。

（岡村専門委員）

地方から全国向けにもっと伝送されてもいいのではということです。

（安藤課長）

それは、例えば、埼玉県の放送事業者が埼玉県にも千葉県にも進出してもいいのではないかとということです。

（鬼木専門委員）

電波で直接ということではなくて、例えば、IPを使って千葉県にいる視聴者が埼玉県のことに関心を持って見ると。

（安藤課長）

それは田舎に生まれ育った方が都会にいて、故郷の情報を知りたいというようなことでございますか。

（鬼木専門委員）

そういうことです。

（安藤課長）

それは、放送を使ってそうする必要はあるということではないということによろしいですか。

（鬼木専門委員）

放送の定義ですが、ここに書かれているIP伝送によって伝達をするという可能性ですね。

（岡村専門委員）

例えば現に首都圏ではサンテレビの「タイガースナイター」が見られない状態ですね。

（安藤課長）

はい、そのようなお話ですね。

（鬼木専門委員）

需要に応じて実現されるべきことですが、それを堰き止めることは、幕藩体制下の関所に相当すると申し上げたいのです。

（安藤課長）

「放送」ということでなければ、特段、私どもは規制によって妨げているということではございません。それは個々の権利者との著作権処理の問題ではないかと思えます。

（岡村専門委員）

その点について教えていただけませんか。例えば、昨日、ロッテがパリーグ優勝しましたが、その試合の映像を最初から最後までヤフーで動画実況中継をしていました。これは「放送」でしょうか。IPを使って、動画をテレビのように見られるものですが。

（安藤課長）

それは、少なくとも地上放送ではありませんので。制度を申し上げますと、電気通信役務を用いた放送というものが若干ございます。電気通信役務利用放送でございます。

（岡村専門委員）

ヤフーの動画実況中継は電気通信役務利用放送に該当するのでしょうか。

（安藤課長）

すみません、承知しておりません。もしかしたら該当するかもしれませんが、そうでないかもしれません。

（岡村専門委員）

有テレ法は、第2条第1項で「有線テレビジョン放送」とは、有線放送（公衆によって直接受信されることを目的とする有線電気通信の送信をいう。以下同じ。）であって、有線ラジオ放送以外のものをいう。」という定義をしています。有線テレビジョン放送に該当するのでしょうか。

（安藤課長）

それには該当しないと思えます。該当するとすれば、むしろ、電気通信役務利用放送に該当するかもしれません。

（岡村専門委員）

先ほどの動画実況中継は役務利用放送に該当するのでしょうか。

（安藤課長）

それは登録制度ですので、登録されているかどうか私は承知しておりません。調べるということとございましたら調べます。

（岡村専門委員）

動画実況中継には登録が必要だという考え方も成り立ち得るのでしょうか。

（安藤課長）

どういった形態で行われていたかを私は承知していないので、しかも登録制でございまして、ヤフーが登録したかどうか私は承知しておりません。

(岡村専門委員)

それから、同じく承知していないとお答えになるかもしれませんが、例えばUSENがパソコンテレビ「GyaO」を、インターネット網を使い、いわゆる蓄積型によって、映画や動画の番組ストリームで見せています。これも何か法規制の対象になるのでしょうか。

(安藤課長)

おそらく「ならない」と思います。

(岡村専門委員)

では、例えば、著作権処理さえクリアになるのであれば、サンテレビがIP網を使って首都圏にも動画でタイガース戦のナイターの様子を見せることについて、特に何か規制があるのでしょうか。

(安藤課長)

ないと思います。

(岡村専門委員)

そうしますと、よくわからなかったのですが、何らかの技術的担保で対象地域以外に見せることができないようにするというのを答申で指摘されていますが、インターネット網を使って通常の動画をどんどんローカル局が自らのコンテンツを流すことに対して何か規制があるのでしょうか。

(安藤課長)

答申で議論をされているのは、地上放送の再送信、これはケーブルで地上放送を見ているという形態がよくあろうかと思いますが、これと同じことです。

(岡村専門委員)

これと同じことを、例えば1日3時間に限って、ナイターの時間だけ、ローカルUHF局がIP網を使ってインターネット上でリアルタイムで動画を閲覧できるような形にするということはどうなのでしょうか。何か規制がかかるのでしょうか。

(安藤課長)

かからないと思います。

(岡村専門委員)

では、3時間が24時間になってもそこに本質的な違いはないわけですね。

(安藤課長)

放送局が自ら自分のコンテンツを放送波で流すのか、あるいは、インターネットのストリーミングで流すのか。自分でそれをコントロールするとしたら、例えば、放送局ではなくても誰でもできるわけですね、やろうと思えば。放送局のみがそれをやってはいけないというような規制は、そもそもインターネットのストリーミングが放送ではないとしたら、ないはずですが、あり得ない話です。ここで議論をしているのはそうではなくて、ケーブル事業者が放送局の番組を勝手に流してはいけない、再送信してはいけないと。そうではなくて、放送局から同意をとってもらなければならないという形態であって、あくまで役務利用放送事業者という放送事業者、地上放

送事業者とは違う法的な主体が行う場合の話をしているわけです。

（岡村専門委員）

テレビの在京キー局が、IPを使ってインターネット上でそっくり同じ物を自らのサイトで動画を流すということには全然規制がないわけですね。

（安藤課長）

そうですね、役務利用放送でないのであれば。

（岡村専門委員）

地方局が全国向けにIP網を使って自分のサイトで流すというのは、サイト上のラジオボタンを押せばあとは通常のテレビと同様IP網に流していけるという、これも規制がないわけですね。

（安藤課長）

今でもラジオはたくさんやっていますね。テレビ局も最近そのような放送が出てきています。それと同じだと思います。

（鬼木専門委員）

細かい話になりますが、合意がないとケーブルテレビは流せないということですね。

（安藤課長）

はい。

（鬼木専門委員）

同意には2種類あると思うのですが。A県に放送局、B県にケーブル会社があると。A県で放送しているものをB県でケーブルで配信したいというときに、A県の放送局はOKと言っているが、B県の他の放送局が拒否しているというケースです。

（安藤課長）

受信者がいる側の放送局が拒否している場合ということですか。

（鬼木専門委員）

そうです、その同意が、Aの出すほうの同意と、出てきた物が流れる地域で他の放送局の同意と、どちらの同意が、あるいは、両方必要なのか。

（安藤課長）

放送番組を放送している側の同意が必要です。受信者がいるB県ではなくて。

（鬼木専門委員）

Bのほうは要らないということですね。同意しなくてもいいと。元の放送局がOKと言えらばできるということですね。

（安藤課長）

そうです。現にそのような例があります。

（鬼木専門委員）

実は、私はそれに反する話を具体的にある場所で聞きましたものですから。

（安藤課長）

それは法的な同意では全くない話です。私もそのような事例があると承知しておりませんでした。

ので。

（鈴木主査）

今のことをまとめるとどうなるのですか。

（岡村専門委員）

テレビ局は、自分のテレビチャンネルで地上波で流すだけではなくてIPを使って自らサーバーを用意して全国全世界に向けて放送を、IP放送として流すことができる。

（安藤課長）

「IP放送」という言い方に若干抵抗があります。

（岡村専門委員）

動画として流すということができるといことです。

（安藤課長）

ただし、IPを使って放送番組を流す、流し方によっては電気通信役務利用放送という形で放送法体系の規制がかかる場合がございます。それは電気通信役務利用放送なのですが、それは、地上放送の放送エリアとは全く無関係です。

（岡村専門委員）

それは何か基準が、明文化されているものがあるのでしょうか。

（安藤課長）

電気通信役務利用放送法という法律がございますし、その放送法の省令といったものの中で、こういったものが該当するかといったことが書かれていたと思います。

（岡村専門委員）

どういうメルクマールで、概ねこういう部分で分かれるというのはおわかりになりますでしょうか。

（安藤課長）

すみません、「地上放送」ではないものですから、専門的なことはご説明しかねるのですが。そのあたりの点、資料を出す必要がございましたら、そうさせていただきます。

（鈴木主査）

それは、画質等は、「地上波放送」と「IP」とではどうなんでしょうか。

（岡村専門委員）

実際は、インターネットのほうが、現在のアナログ地上波よりも画質を上にするのが可能です。

（小笠原企画官）

そのところについては、若干いろいろご意見がございますので。今の役務利用放送と、いわゆるインターネットで個別にアクセスすることとの最大の違いは、インターネットの場合、公衆網、例えばBフレッツなりADSLなりをお使いいただいて、個別にホームページ上からクリックしていただいて、ストリーミングでダウンロードするというのがおそらく一番多い形態だと思えます。その場合にはあくまでも個々の受信者の方々が、「自分はこれが欲しい」という要求を出します。それに対して要求を出された物だけが受信者の端末のところに戻ってくる、要するに1対1

の通信です。役務利用放送の場合、ごく簡単に申し上げれば、どんな形態であれ、常に、利用者の要求に関係なく、全てのチャンネルが常時流れている。IPの世界ではIPマルチキャストとありますが、そういう形態の場合は役務利用放送という呼び方をしている場合が多いです。事実上、インターネットの場合には通常のパソコンで接続していただいて、プロバイダーに入ればそのようなサービスを受けられます。役務利用放送の場合、事実としては、STBをレンタルしていただいてそれでアクセスしていただいている場合が多いというのが実態として承知しております。

(岡村専門委員)

そこで教えていただきたいのですが。リアルタイムな放送について、IPを用いた、いわゆるWEBページで流すこと故に、役務利用放送になるわけではないですよね。

(小笠原企画官)

ありません。それはあくまで1対1の通信であるからです。ただ、今の鈴木主査のおっしゃった品質という点について申し上げますと、確かにパケット通信の最大の特徴でございますが、例えば今の時間帯が一番いいかもしれませんが、霞ヶ関・永田町界隈のトラフィックを考えると、非常に空いた時間帯であれば、例えばBフレッツ、100Mbps、保証領域で40~50Mbpsが出ると思います。そういう場合であれば、MPEG4の画質であれば、アナログテレビ程度の画質ですと、安定して、2時間程度であれば、その間止まることもなく、ブロックノイズもなく、画面がフリーズすることもなく、ブラックアウトすることもなく、この時間帯であれば可能だと思います。ただ、我々も実際に実験したことがございますが、例えばこの限界ですと、18時~20時の時間帯で、使った回線がBフレッツ、100Mbpsですから最高保証で40~50Mbps出ると思いますが、ある会議を中継することをやりました。そうしましたら、どうしても、19時前後が一番多いのですが、画面のフリーズ、ブロックノイズが出ました。具体的な原因としましては、通信が非常に混んでいるものですから、パケットとパケットの間の時間差が大きくなってきます、混んでいる時間帯ですと。そうすると、品質という点から見ると、放送の場合でしたら、たとえ2時間であろうと3時間であろうと、ブラックアウトしたり画面が動かなくなったりが起こると、場合によっては放送事故ということでご報告いただくことになっています。インターネットであれば、皆さんそういうことを承知の上でお使いになっておりますから、そういうことは頻繁に起こっていることと思います。したがって、品質ということで考えてみた場合、少なくともインターネット、例えば今でもブロードバンドと呼ばれているBフレッツを使ったとしても、今現在、品質ということで申し上げれば、必ずしも常に同一とは限らないのではないかと。

(岡村専門委員)

アナログ地上波と一般的にWEBで流している映画を比べると、必ずしも、画像の「細かさ」からすると、アナログ地上波のほうが上だとは言えないですね。

(小笠原企画官)

特にアナログ波ということであれば、ビットレートにすると、一番圧縮率が高いもので4Mbpsぐらい、MPEG4で圧縮するとさらに、1Mbpsを切る場合もありますから、そういう場合であれば品質

という点では、今申し上げた条件が満たされた環境下であれば、同一といえるかもしれませんが。ただ、地上デジタル放送になった場合、規格が MPEG2 ということになって、幅がありますがビットレートとして 18~24Mbps になった時、インターネットで流した場合、常に地上放送と同じ品質が、「常時」得られているか、ということになると、そこはまさにそういうことを検証しようとしておりますが、そこは検証が必要ではないかと思えます。

(岡村専門委員)

2011年にギガビット帯のデータ通信がどこまで普及するかということですね。おそらく普及していると思えますが。

(小笠原企画官)

そこはまさに技術と、ブロードバンドの進捗状況によって解決される問題かもしれません。

(岡村専門委員)

そういうことで、テレビのキー局が流そうと思えばインターネット上に流せるわけですね。

(鈴木主査)

その性質は何かと言ったら、よくわかりませんが、放送ではない。「IP放送」というと抵抗があるから、「IP配信」と言ってくれと課長がおっしゃってましたが。

(安藤課長)

というよりは、IPを使ったコンテンツ配信には、通信になるものと放送になるものがありますので、通信になるものを選んだらそれは通信だと思えます。

(鈴木主査)

それは、規制が無い世界に入るということですか。

(安藤課長)

通信であれば当然そうなります。コンテンツ規制はありませんから。

(岡村専門委員)

にもかかわらず、参入しないのは何か問題が別にあるのかというのが次に出てくると思えますね。

(安藤課長)

そこに問題があるとすれば、著作権の問題であるといわれています。

(小笠原企画官)

まさに今ご指摘の通り、各テレビ局がやっておりますように、各HP上で、そこにどういうコンテンツが載せられるのかというのは、著作権者からどの程度の許諾を得られるのか、まさにその一点にかかりますが、基本的にテレビ局は自分のHPにどんなコンテンツを流されても、それがリアルタイムでもってこようが、それから過去の物をもってこようが、全く自由ですし、現にキー局が次々と開始していることはご存知の通りです。それが全世界に向かって流せる形態をとれるかというのは、まさに著作権者がそこを許諾できるかということです。

(鈴木主査)

著作権の問題は、民放でも困っているという話を聞いたことがあります。放送事業者は著作権法上有利で、通信事業者のほうが不利だと聞いておりましたので。何かうまい手段というのはな

いですかね。

（安藤課長）

財産権でございますので。

（鈴木主査）

財産権もいいですが、主役なら話は別ですが、後ろで通っているだけの役者にももしかすると著作権があるかもしれない、いつ請求されるかもしれないというのはちょっと行き過ぎだという感じがしますね。

（岡村専門委員）

「全て確認しよう」というのが今の文化庁のスタンスですね、iPod 騒ぎもありますし。

（鈴木主査）

しかも登録もしていない、ただ映っただけ。

（安藤課長）

そうですね、特許権と違って登録もされていないですから。

（鈴木主査）

登録もされていないから公示システムは極めて不明瞭で、後付けの文句はいくらでも効くというのはおかしな話ですね。

（安藤課長）

著作権者でなければ著作権は弱ければ弱いほうがいいと思うのですが、著作権者からしてみればなかなかそのようには思えないですから。

（鈴木主査）

文化庁とは話をしているのですか。

（安藤課長）

もちろん、著作権法上の解釈論ということで、あるいは立法論ということで、なんらかの手当てをしていただけないかということで話し合いをしております。

（鈴木主査）

相手の反応はどのようなものですか。

（安藤課長）

彼ら自身も、「権利を持っている人」という問題がございますので、一方的にこちらの言うことを聞いてもらえるという関係ではなくて、当然当事者間の合意が、こういう解釈をしてもいいという合意がなければ訴訟沙汰になってしまいますから。

（鈴木主査）

当事者間といっても、主演であればわかりますが、後ろのほうで映っている人があとで「私も出ているから」と言ってきたら合意もなにもあったものではないですよ。どうやったら手がつけられるのでしょうか。

（小笠原企画官）

今ご指摘の、文化庁さんのやむを得ないご事情というのがよく言われますが、どういう制度に変

えようとしても結局は当事者間の契約というところに落ちてくるというのがどうしても残ります。例えば、今回も、有線放送と扱おうが自動公衆送信と扱おうが、どちらにしても、例えば著作権者のところにいったときに、「有線放送なんですね、わかりました、今までの料金を考え直させていただきます」、あるいは「手続は確かに法律上はやらなくてもいいかもしれませんがやっぱり手続は要求させていただきます」と、こういうことになってしまったら、止める手段が原則的にはありません。

（鈴木主査）

我々は予定される一連の提言の中で風呂敷はかなり大きいつもりで考えていますが、著作権の問題も考えたいのですが、どうやってアプローチしていいのかなかなかアイデアが浮かんでこないです。誰を相手にしてという問題もありますし。

（小笠原企画官）

最大の論点の1つは、著作権者からみれば再送信であろうとインターネットにアクセスしている形態であろうが、インターネットというのは全く新しいメディアであると。したがって、秩序を作る努力はしているものの、料金にせよ条件にせよ全く著作権者にとっては新しい世界であると。したがって、その都度当然ながら、報酬、条件を要求させていただくと。彼らからみればそのところは全く変わらないわけです。したがって、彼らに止められてしまえば、地上波を流すことも、よく冗談で言われるのは、ここで仮にIP再送信を強行したときに、ある特定の俳優さんが5人ぐらい出ているところを全部削除して流さなければならないのではないかと、冗談で言われているほど、著作権者の問題というのはネックになってきます。

（安藤課長）

使う側に権利を与えても実際に権利が行使できるかとなると、継続的な取引関係がありますので、相手の力が圧倒的に強ければ権利を行使できないということです。その権利を乱用ということで独禁法の世界になるのかならないのかということだろうと思います。

（鈴木主査）

裁判例はありますか。

（安藤課長）

あまりないのではないのでしょうか。岡村先生の方がお詳しいのではないのでしょうか。

（鈴木主査）

そうしますと要するに、地上波放送と全く同一の物をIPで流すことについては、電気通信事業者として流す限りにおいては何ら無規制ということですか。

（安藤課長）

電気通信事業者ではなく、電気通信の単なる利用者になっているということでございます。

（鈴木主査）

電気通信事業者を使って流すというスタイルでやる時には、全くフリーということですね。

（安藤課長）

はい、フリーです。

(鈴木主査)

この前もご説明いただきましたが、I Pでの23区のカバレッジはどの程度でしたか。

(安藤課長)

すみません、今は承知しておりません。必要でしたら調査して報告いたします。

(鈴木主査)

I Pが普及している状況下では、わざわざ膨大な投資をなさらずに地上波に頼らずにI Pでやればよいではないかというのも1つの考え方ですよ。

(安藤課長)

ただその点につきましては、どちらがコストが安いのか、これは受ける側と送る側の両方のコストがございまして、それからどちらが安定的なのか、これはインフラの整備の状況にもよってくるわけですが、そのようなことを考えたときに今のところ地上波で流したほうがコスト的な問題、あるいは安定性、継続性の観点から見たときにいいのではないかという話になります。

(鈴木主査)

デジタル地上波放送というのは、2011年にできるかできないかの難しい状況ですし、I P網も全国に普及しているのかどうか、両方とも機能不全ですね。両方が今投資合戦をしているのであれば、そのまま両方を走らせるのか、それとも1つのほうに集中してやっていくのかという選択があると思います。

(安藤課長)

選択の問題ですけれども。

(岡村専門委員)

ケーブルテレビというのは安定していますよね。これも光ファイバーを使っているということではBフレッツなどと構造的には変わらないわけですよ。

(小笠原企画官)

物理的には光ファイバーを使っているということで同じです。ただ、方式が、ケーブルテレビの場合には、WDMを、つまり光ファイバー1本であっても波長で多重して150本、200本の光ファイバーを束ねているのと同じ状態ということで送っているのに対して、NTTさんの場合はパケット交換ですから、1つの回線を占有している状態ということは基本的にはありません。したがって、そういう方式の差はございます。逆に著作権者からみると、そこがまさに理由になって。

(岡村専門委員)

それは結局のところ、プロトコルの問題ですよ。伝送路自体は全く物理的に同じなわけですよ。

(小笠原企画官)

岡村先生がおっしゃった、「全く同じだ」ということを是非実証実験で検証したいと思っております。

(安藤課長)

現実にNTTの回線を使ってWDMで送っているということもございます。

(岡村専門委員)

一部の電力系もそうですね。片方でケーブルテレビをやりながらもう片方で光でのインターネットのプロバイダーをやっていると。

(安藤課長)

私どもとしましては、現在は地上波でご覧になられている方が圧倒的に多いわけですが、それ以外のありとあらゆる方法をとって、円滑に移行させていきたいと。

(鈴木主査)

そうしますと、この「当該放送を視聴することを回避するための技術的担保・・・」というのは、「放送」という名前を付けたのであれば回避するし、技術的担保が必要だという意味ですかね。意味をなさないことですね。そう言われてみると、10数年前の話ですが、あの時はそのような説明ではなかったですがね。県単位では不便だということで、それぞれの県の放送局が機能しているのかと言うと、「建物はあります」と。それから、地元の名士が放送局の役員になるという話で。だとしたら地元の番組をするのかというと、調べてもらいましたが、地元番組をやっているところもありますが、やってないところがほとんどだと。それで、給料が支払われているだけと。何の意味があるのかという議論で、憤慨していたのがむしろ旧郵政省のほうであったのですがね。

(岡村専門委員)

それにもまして、ブロードバンドIP網が整備されたら、地域免許制というのは実際的には意味がなくなるのではないですか。先ほどの議論を前提にしますと。

(安藤課長)

あくまでも、地域云々というのは、地上波で飛ばしている放送の話でございます。もちろん衛星というのは地域免許でもありませんし、もちろん、ケーブルテレビというのは物理的な線の引き方がありますから、ただそれは施設免許という形です。エリアという考え方ではなく施設です。「電気通信回線を用いて役務放送をします」というのであれば、エリアを閉じないといけないという規定は一切ございません。

(岡村専門委員)

ブロードバンドインターネットが安定して供給できているところであれば、そちらのほうにパイパスされる可能性も十分あり得るわけですね。

(安藤課長)

「競争」としてそういうことが起こることはあり得ると思います。だからといって一足飛びに「地上波のエリア制が無意味だ」とはならないと思います。

(鈴木主査)

ただ、積極的な意味がないですね。今のお話を聞いている限りでは。昔からのしきたりですと言っているだけに聞こえますが。

(安藤課長)

いえ、まだ電波でご覧になられている方がたくさんいますので。

（鈴木主査）

きちっとした文章で書いていますから、明らかな約束です。我々が監視をしてこなかったことも事実ですが、今回の話を聞いてみると、まだこんなことが生きていたのかという感じがしています。

（小笠原企画官）

大変恐縮でございますが、今日的意義ということでは、先ほどの阪神タイガースの例を挙げられたことが一番わかりやすいと思いますが、時々問題になりますのが、仮に地域制の要件をはずしたとして、放送局が全国に受け入れてもらえる魅力的なものをIPでどんどん発信できるかという問いを立てると、ここからは私見ですが率直に言ってできないと思います。というのは、阪神からすれば神戸だけで見られているのか、近畿だけなのか、あるいは全国で見られているのか、これはお金が全然違ってきます。現に、準キー局で取られているお金とサンテレビというローカルな局で取られている額は相当違うのではないかと。

（岡村専門委員）

球団自体が有料で流しています。

（鈴木主査）

ところで、ハード・ソフトの一致原則というのは何故大原則なのですか。

（安藤課長）

あくまでこれも地上波の話でございます。

（鈴木主査）

地上波であっても何故それが大原則なのですか。50年間やってきているという事実を言っているだけの問題ですよ。

（安藤課長）

もちろんそうですし、現に免許を出している放送事業者、この方たちが番組の編集権を持っているのですが、同時にその方たちがある特定の周波数の占有権を与えられていますから。現に彼らがハードの整備をやっております。我々も投資させておりますから。そういった意味で一致をしているということです。これがはずれてしまいますと、誰が投資をするのかと。ネットワークのハード整備に対して誰に責任を持たせているかと言いますと、私どもは免許を与えている人に責任を取らしているということです。

（鈴木主査）

その免許も5年毎に、行いが悪ければ原則として取り上げて新たに免許を与えるということですよ。決してその人たちの独占権で未来永劫続く権利ではないはずですよ。

（安藤課長）

もちろんそうです。

（鈴木主査）

だから、ハード・ソフトの一致というのは、昔の、地上波しか放送手段を持っていなかった時に、

ハードを持っている人がソフトを作って放送局という物を作っていたという名残にすぎないというふうに理解すべきではないでしょうか。「原則を維持しつつ」とお書きになっているのは時代に合っていないのではというのが私の疑問です。

(安藤課長)

歴史的な経緯がありますし、ハード・ソフトが一致して地上デジタル放送のネットワークを作ることが現に行われております。2年前から行われていますが。そういったメカニズムを私どもはそのまま推進することが2011年停波に向けた一番効率的な方法ではないかと思っております。そういったことで、地上デジタル放送の免許を差し上げているということです。

(鈴木主査)

2011年までにデジタル化対応をしてもらうために、過去の50年というものを活かしましょうというだけのことですね。

(安藤課長)

今はそういうことで私どもはやっております。

(岡村専門委員)

むしろ、さらに気になるのは、今の都道府県制の通常の地上波と、日本国中の衛星と、市町村系のCATVの3つの分類が、電波系はわかるのですが、今後IP等でバイパスされたような形になった時に、果たしてどういう放送がくと貴省は描いておられるのかを知りたいところです。つまり、今3分類で経済構造が成り立っているから、そこが均衡しているのですが、それが大競争になるのか、全然違う構成になるのか、将来像をどう予想されているのか、ですね。

(安藤課長)

これは私見にしかならないと思います。もちろん、メディアの特性ということで、衛星は空からということで広域に、効率的に番組を伝送することができると思います。ただし、双方向性というのは非常に難しいですし、また、気象条件の影響を受けやすいと。ですが、例えば衛星であっても地域を限定することは可能でございます。

(岡村専門委員)

いえ、そうではなく、それがIP網にバイパスされていくという意味で申し上げます。近い将来か遠い将来かは別として、そのIP網にバイパスされていくと、IP網では一応、県境もなければ市境も意味がないですよ。どちらかというとな国全世界になりますね。

(安藤課長)

いろいろなメディア、特定の地域を限定した市場の中で競争するもの、あるいは全世界的な市場をターゲットに競争する場合もあります。市場の大きさを決めるのはおそらくコンテンツの魅力になってしまうだろうと思います。メディアの性質というのは、ある要因としてあるのかもしれませんが。

(岡村専門委員)

そういったものの検討作業というのを現時点でされているのでしょうか。

(安藤課長)

現時点ではやっていないですね。ただし、問題意識というのは当然誰もが持つことだろうと思います。とりわけIPの動向というのは非常に重要だろうと思います。

(岡村専門委員)

もう1つ気になったことが、ある新聞にも書いたことなのですが、元々地上波デジタルではインタラクティブ性は、一昔前の衛星のように電話回線を使うと報道されていましたよね。このような仕様はお続けになるおつもりですか。要するに、現状の仕様は、下りは電波で降りてきますが、上りは通常の電話回線を使うという、技術的には新しいとは言えないスタイルになっていると思います。

(安藤課長)

今の双方向というのはそのような形式ですね、上りは有線を使ってというのが多いです。それは番組の作り方の問題です。

(岡村専門委員)

自由に選べるような形態になりつつあるのでしょうか。

(小笠原企画官)

それについては、現在の受信機の次の、実はこの答申の前半にも詳しく書いてありますが、サーバー型放送という次世代の受信機が今標準化が進んでおりまして、この最大の特徴が、放送とインターネットについて基本的にプラットフォームを区別しないというのを特徴としております。その規格の難しさ故に若干遅れておりまして、2007年放送開始予定が若干遅れる見込みです。そのところでは通信と放送の両方のプラットフォームを持つということを前提として規格化しておりますので。

(岡村専門委員)

そうしますと、そこでの規制というのはそれほどないわけですね。

(小笠原企画官)

著作権の問題を除けばですが。

(岡村専門委員)

好きなようにやってもいいと。

(小笠原企画官)

それは各社のビジネス上のご判断です。

(鈴木主査)

これは思いつきですが、今言っているのは、例えば、インターネットとしてIPで非常にきれいなHD映像のNHKを受信してそれで十分満足していますと。プロバイダー料は払っているしIPの施設料も払っていますから、したがってNHKの地上波はもう結構です、アンテナも取り外しました、となると一体どうなるのでしょうか。

(安藤課長)

NHKの業務として認められるかどうかということ抜きにして考えれば、NHKの放送ということであれば、受信料になると思います。要するに、NHKの受信料の対象となるようなNHK

の放送サービスという位置付けのものにあるかどうかに関わってくると思います。それはNHKの業務範囲の問題だと思います。

(鈴木主査)

テレビを持ったらアンテナが無くても払わなければならないということですね。

(安藤課長)

そうだと思います。今のNHKの業務として放送ではない受信料を取れるサービスはありませんから、今はそのようなことはありません。ですので、NHKの業務としてどう整理するかということですね。

(鈴木主査)

この問題は今後引き続いて議論させていただければと思います。先ほどの、幕藩体制のところですが、いかにも古いというか、諸悪の根源とまでは言わないですが。

(鬼木専門委員)

私は制限がずいぶんあると思います。例えば、地方のある県に3つ放送局があって、広告主を持っていると。そこにもう1つ入ってくることを非常に嫌います。それがIPであれケーブルであれ。自分たちが営業している県の県民が、他の地域からコンテンツを得ることを嫌うのはわかるのですが。それを貴省が認めておられるというのは納得がいかないのです。先ほど「越境」と言ったのはIPではなくケーブルの話です。

(安藤課長)

例えば、山梨県のケーブルが関東広域圏の放送を流すと、山梨や長野に。あるいは、佐賀県なんかですと、民放は1波しかないところですから、他の県の放送というのはケーブルでどんどん流しています。

(鬼木専門委員)

私の聞いた話では、いくつかの地域ではそれをブロックされていると。ブロックされている理由は放送事業者の同意が必要だからということだそうです。その同意というのは先ほどのお話だと、A県、放送元の同意だけが必要で、B県、放送地域の事業者の同意は必要ないというお話だったのですが。そうすると、私が聞いている話とはずいぶん違うのです。これは実態の問題だと思いますが。

(安藤課長)

もし、同意が取れないから、ということであれば、それはA県の放送事業者の話だと思います。

(鬼木専門委員)

A県の放送局の同意は取れているが、B県のほうが取れないから事業ができないということをつくつか聞いています。法令では「放送事業者の同意」とだけ書かれています。どちらの事業者の同意かとは書かれていないですね。

(安藤課長)

その場合、明らかに流している放送事業者になります。

(鬼木専門委員)

普通はそう解釈しますが、実質上出先機関では拡大解釈して運用されているところがあるのではないのでしょうか。もう一度確かめます。安藤課長がはっきりとおっしゃいましたので解釈としては明らかでしょうから。

（鈴木主査）

教えていただきたいのは、IPで自社の番組を流している既存のテレビ局というのはどの程度あるのでしょうか。

（小笠原企画官）

答申の最初のほうに、「通信・放送融合」に向けた放送事業者の取組」のところに、NHK、日本テレビ、TBS、フジテレビの例を記載しておきました。これは7月時点ですので、その後TBSは別の取組が発表されておりますので若干古くなっていることはございますが。

（鈴木主査）

この傾向は増えていくと見ていいのでしょうか。

（安藤課長）

この傾向は増えていくと私どもは見ていますが。楽天とTBSの問題にも見られますように、インターネット側もこういったことを求めておりますし、逆にいいますと楽天だけでなくヤフーであったりUSENであったり、それぞれ、ヤフーのほうは全キー局に番組提供を呼びかけたり、USENも全キー局に番組提供を呼びかけたりしておられますので。それに対して、日本テレビは第2日テレというものを作ってみたり、あるいは他の局も、著作権上の問題が許されればできるだけ提供していきたいというスタンスのようでございます。

（鈴木主査）

引っ張っていく力というのは、放送会社側なのか、それともインターネット業者のほうなのか、どちらでしょうか。これまでのところは。

（安藤課長）

「相俟って」だと思います。もちろんインターネット側は、放送局だけではなくて映画だったり他のコンテンツもありますから。

（鬼木専門委員）

その件、特に最近のケースに関して、「総務大臣は合併とか株式取得とか業務提携とかどう思いますか」という新聞等の質問に対して、総務省の立場は、「民間のイニシアティブと責任でやっていることだから直接関わることはない、中身は結構なことです」とおっしゃったと思います。私は総務省は踏み込むべきではないかと考えます。その背景ですが、次のように考えています。地上放送、特にテレビ事業は、今まで非常に有利な立場で、つまり国民の資産である電波をほとんど無料で使って長年営業を続けてきた。新規参入もありませんから、膨大な利益を積み立ててきたわけです。新興企業からすると、地上放送は十分肥え太って利益を積み立てて、いろいろな資産に、隠しているわけではないですが、含みが多くて、狼が獲物を狙うがごとく、狙いの対象になっていると思います。その理由は、外部からの参入が無いために高い利益率が続いているからです。普通の業種であれば、利益が高ければ新しい事業者がどんどん入ってきてそこで産業が成

長し、過大な利益は減少するわけですが、テレビは非常に特殊で、事業が広がらないので、その結果、昨今楽天とTBSのようなことが次々に起こっていると考えます。

したがって、この結果からみますと、国民の資産である電波を地上放送事業者に長年無料で使わせたために、そこに巨大な富ができて、その富は当然国民に戻されるべきである。しかし現状は放置されているので、言葉は悪いですが、それが食い荒らされる傾向がある、狙い撃ちされることがあるというのが、このような動きの基本にあると思います。したがって、私は電波管理に当たる貴省の責任として、国民の貴重な財産を一部の事業者に長年分け与えて、本来なら国民に帰属すべき富を一部の事業者に贈与しているという現状を是正すべきと思います。事業利益が大きいという結果を規制が生んでいるのであれば、それに対して監督官庁が、何らかの長期的な制度的施策を講じて、国民の利益を守るの立場から富の公正な分配を図るべきであると思っているのですが。これに対してどうお考えでしょうか。総務大臣のコメントは、本当にそう思ってるのなら、勉強不足ではないかという気がしているのですが。

(安藤課長)

高い見地からのお考えだと思います。

(鬼木専門委員)

いえいえ、常識です。経済人であれば誰でもこのように考えると思いますよ。

(安藤課長)

確かに、立法論としては、放送事業者の収益に対して国が吸い上げる仕組みを持っている国も確かにございます。フランスは、収益から一定割合法人税的なものを吸い上げて、番組の制作のほうに投資するような仕組みがあるようです。立法論としては、放送局の収益をコンテンツ制作、国全体のコンテンツ産業にまわすと。イギリスなどは映画の投資に委ねるといった仕組みが確かあったと思います。ですが、日本にはそういった仕組みが無いということで、我々がそれについてどう思うのかと言われても、なかなか行政だけで実現するのは難しいのではないかと。

(鬼木専門委員)

むしろ、立法部門の責任であるということですか。

(安藤課長)

と言いますか、いろいろな考え方があるということです。ただ、現時点での、私どもが預かっている放送制度の仕組みから言いますと、総務大臣が、あるいは総務次官がコメントしたとおり、この問題については民間企業の経営の問題ということで、行政としてのコメントはなかなか難しいということです。見識が低いとおっしゃるかもしれませんが。

(鬼木専門委員)

いつも問題になるのですが、長年続いた放送法の枠内だけで考えればどうなるかという話と、その枠自体が世の中の変化からみると随分遅れてきていると。特に放送のように古い組織、制度、法律を温存したままのところが残っていることに対して、新しい方向を考える必要があるということは大筋のコメントに付いているのが普通ではないかと思いますが。

(鈴木主査)

それは、ハード・ソフト一致原則というもの、これは原則でもなんでもなくて、ハードとソフトが一致してきた過去の歴史があるに過ぎないということですが。それを一致原則としてまるで放送における大原則であり、これが善だと言わんがばかりのことを言ってきたからでしょう。

(安藤課長)

「原則」と言う言葉をどういうふうにするかという問題もあるかと思いますが。

(鈴木主査)

ソフトは今まで一致してきた、なるべく早く進めるために当面ハード・ソフトは一致させておくというのなら、まだわからないでもないですが。開き直って「原則だ」、「いいことだ」と言わんがばかりに聞こえますね。

(安藤課長)

開き直っているわけではございませんので。

(小笠原企画官)

先ほどいくつか地域免許制度について、幕藩体制、あるいは諸悪の根源というご指摘もございましたが、1つだけご理解いただきたいのは、岡村先生からご指摘いただいておりますように、仮に、地域制というものをはずしたとしても、著作権法ではなくて、著作権者の問題が解決しない限り、魅力あるコンテンツであればあるほど、地域の魅力あるコンテンツが全国に流れるということは同時にセットで行われない限り実態として動かないと。そのところは是非ご理解賜りたいということです。

(岡村専門委員)

ただ、著作権法が過度に強いから著作権者が強くなると思いますが。

(小笠原企画官)

そこは、著作権制度といえますか。

(岡村専門委員)

例えば、レコードの還流権を認めるような規制を加えるようなものを容認するというのは問題だと思います。権利者であれば何をしてもいいのか、どんどん独占させていいのかと。

(鈴木主査)

それから先ほどの問題で、IPでやるとき、電気通信役務利用放送事業者となってやる時には、その規制は受けるけれども、それについてはほとんど無規制だから「ご自由に」という話でありましたが、逆に、そういうことをする人がいるかどうかは別にして、「私はIPで をします、しかもそれは放送であるから、私は放送事業者になりたい」と言ってきた場合はどうなるのでしょうか。放送のほうが規制が厳しいでしょうから言うことはないとは思いますが。

(安藤課長)

地上波を使いたいということでしょうか。

(鈴木主査)

地上波は使わないで、IPで放送と同じ内容を流すと。したがって、放送法の中での放送事業者になりたいという場合です。

(安藤課長)

放送法の適用対象というのは、地上放送と衛星の2つに限られておりますので。CATVについては有線テレビジョン放送法、電気通信役務利用放送については電気通信役務利用放送法がございます。

(鈴木主査)

手段毎に決まっているわけですね。

(安藤課長)

あくまで放送法の規制の部分の準用といいますか、そのような形で引っぱってきております。具体的に何かと申しますと、番組規律、政治的公平性ですとか公序良俗性に反しないですとか、そういったことを引っぱってきているということです。

(鈴木主査)

もう1つお伺いしますが、衛星放送をやるときには、衛星放送のテナントとかそういう形になっているのでしょうか。BSの受委託の関係ですね。そのときには、ハード・ソフトの一致原則というのは議論されたのでしょうか。

(安藤課長)

衛星はCSでもBSでも受託委託と分かれていますので、基本的にはハード・ソフトは分離しています。それを法律によって一体的な運用ができるようにしているということになっております。その時に、ハード・ソフトがどうのこうの、地上波がこうなのにならぬのか、というような議論が行われたかどうか承知しておりませんが、あまり大きな論点ではなかったと思います。

(鬼木専門委員)

事業者は別ですよ。

(安藤課長)

別です。元々通信衛星として打ち上げられている衛星の、ある部分的な電波を放送に転用するという話です。

(鈴木主査)

例えば、「夜間放送を自粛します」と言ったときに、夜間放送の自粛を利用して第三者にその部分を貸し与えるということに対しては、どう考えてますか。

(安藤課長)

貸し与えるイメージがよくわからないのですが、例えば、貸し与えるからその部分については「知らない」という仕組みは今のところございません。誰から番組を調達したか、調達した番組を自分が流した以上は流した人が責任をとりなさいという仕組みでございます。今鈴木主査がおっしゃられたのは、貸し与えたのだから放送局には責任が無いよというお話でしょうか。それとも放送局に責任があるというお話でしょうか。

(鈴木主査)

2つありますね。NHKが放送してコンテンツについてはその人に貸し与えるやり方が1つと、周波数帯自体をその時間帯に限って貸し与えるやり方と。

(安藤課長)

いずれにしてもハードは使わせる形になります。その部分についてはお金を取るのかもしれませんが。今の仕組みとしては番組を外部から調達してそれを流すということにはなっています。

(鈴木主査)

ではなくて、第三者にその帯域を使ってもらって結構ですと。

(安藤課長)

それは完全にハードの利用だけさせて、放送主体としては変わってしまうと。そういう制度は今のところございません。

(鈴木主査)

そういう制度は作れますか。

(安藤課長)

受委託という仕組みで作るのか、あるいは、以前多重放送という形がございました。アナログの世界で。音声多重放送、文字多重放送、データ多重放送。この多重放送というのは、テレビやFMの電波に、ある信号なり音声なりを重畳して送るのですが、通常は2ヶ国語放送のように本体のテレビ放送の補完するような内容なのですが、そうではないものも流すことができます。例えば、ヨーロッパだと天気予報だとか地域ニュースだとかといったものをアナログの世界でも流しています。それは放送局とは別の主体に免許を与えて、日本でも与えています。それに比較的、鈴木主査のおっしゃられた話は近いのかなという気がします。要するに、同じハードを使っているながら別の主体に免許が与えられていて、別の主体は自分の番組を流す。ただし、アナログの世界では多重放送というもので、音声、文字、データと限定されておりますが。主査がおっしゃられたのは、「時間帯で区切れ」という話ですね。

(鈴木主査)

NHKは、24時間放送をやめると言っているわけですよ、合理化計画で経費節約のために。それは1つの判断でしょうね。そうした場合、その時間の帯域を誰かに貸す、貸し方には2つあると思いますが、NHKの流す設備の中で使わせて第三者に流させる、つまり施設込みの貸し方と、周波数帯だけ貸すという2つあると思います。

(安藤課長)

ハードもそのまま使わせたほうが効率性は高いですね。

(鈴木主査)

そういうことが起こってきたら、そこで入ってきた収入はNHKの収入になるから赤字の補填に回り得るわけですね。

(安藤課長)

視聴者が混乱するのではないか、あるいは、NHKなどは特に災害報道をどうするか、災害は夜間もありますから、その場合は即放送を立ち上げて流してもらわなければいけないということもありますので。いろいろな問題がいくつもあるわけです。

(鈴木主査)

それはそうですが、1chに合わせたときに全部がNHKではないと周知させればいい話ですよ
ね。

(鬼木専門委員)

選挙放送と同じになるわけですよ。

(安藤課長)

選挙放送もそうですね。ただ、全体の編成権・編集権はNHKが持っているという形だと思いま
すが。

(鬼木専門委員)

いえ、「NHKとは関わりない放送です」とわざわざ断って放送していますが。

(安藤課長)

すみません、放送法ではなく公職選挙法の分野ですので。時間帯も指定されたところに流さない
といけなかったでしょうか。

(鬼木専門委員)

編成権・編集権は負わないと最初に明示しています。

(安藤課長)

中身に手を加えることはいけないと思います。

(鬼木専門委員)

ですので、鈴木主査のお話は、NHKの深夜の時間帯に経費節約のために別の放送局にその時間
を貸して、政府から収入を得ているのと同じように対価を受け取って放送させるということにつ
いてどうかということです。

(安藤課長)

ただ、おそらく、中身を触ってはいけないということにははっきりしていると思いますが、全体の
編成・編集というものにはNHKに責任があって、例えば選挙放送のときに地震があったら、そ
れをやめて災害関係の放送に切り替えて。

(鬼木専門委員)

それは特約かなにかであるのではないですか。

(安藤課長)

ということになって、そのかわりに別の時間帯でやると。おそらく政党間で不公平が生じないよ
うにやるのだらうと思います。おそらくそういう形になるのだらうと思います。

(鬼木専門委員)

そういうことが起きたら、可能であるというお話ですか。NHKが経費節約のために深夜5時間
民放に貸したい、緊急の場合はもちろん返してもらって災害の放送をするけれども、平時の場合
は5時間分の放送をNHKが休んで民放がその肩代わりをします。しかも編集の権限はNHKで
はないことを明示してやるということ。

(安藤課長)

すみません、調べてみますけれども、無線局の運用時間が当然ありますから、運用時間が限定さ

れている形で1つのハードについて複数の免許を出すことは一般論としては可能でございます。放送局についてはおそらく24時間という終日の運用になってございますので、それを何らかの形で修正しなければならないだろうと思います。

(鬼木専門委員)

選挙管理委員会が政見放送をやっていると思うのですが、選挙管理委員会に免許を出しているというわけではないですね。

(安藤課長)

それは出していません。

(鬼木専門委員)

それと同じことが民放でも可能かどうかということですが。

(安藤課長)

1つのハード、送信機、について複数の免許を出すこと、これは可能です。これは運用時間について変えるだけです。

(鬼木専門委員)

「免許無し」で可能かどうかということですが。選挙管理委員会は免許無しで政見放送をやっているように。

(鈴木主査)

選挙管理委員会がその名において放送するのではなくて、NHKがその名において放送するがNHKがその内容に対しては一切手を加えない、与えられたものをそのまま流すだけという仕組みではないでしょうか。

(安藤課長)

そういう契約だと思います。それに対して国が対価を払っているという形だと思います。

(鈴木主査)

時間もきましたので。安藤課長が今回の内容の中心責任者になるわけですね。民放問題含めて。

(安藤課長)

NHK問題は私ではございません。地上デジタル放送の関係はそうです。

(鈴木主査)

宜しく申し上げます。

(岡村専門委員)

先ほどおっしゃった、IP放送がこれだけ自由にできるということについて、何か文書になった物があるのでしょうか。私が探したところは見当たらなかったのですが。あれば紹介していただきたいのですが。

(小笠原企画官)

答申を書く時にその部分を、世間的なIP放送と言われている物の中に、放送の再送信とそうではないものと、その部分を書いたらどうかという話もあったのですが、そこは「言わずもがな」ではないかということで。

(岡村専門委員)

「言わずもがな」というよりは、「どうなのか、はっきりしたことがわからない」と考えて萎縮しているくらいが実際にはあるようなのですが。

(安藤課長)

私どもからすれば、規制がかかっている話というのは当然法律に書かれたものばかりですから、かかっていないものは当然ながら全く無規制だと。

(岡村専門委員)

特に、役務利用放送法がどこまで及ぶのかということが、わかるようでわからないという声があるように思います。

(安藤課長)

そうでございますか。そののところ、整理がどの程度なされていてどういうふう在世の中に示しているかを調べてお答えしたいと思います。

(岡村専門委員)

是非宜しく願いしたいと思います。

(鈴木主査)

今日はどうもありがとうございました。